

神戸市肝炎ウイルス検査事業実施要領

1. 趣旨

この要領は、「神戸市肝炎ウイルス検査事業実施要綱」（以下「要綱」という。）に基づき肝炎ウイルス検査事業を適切に実施するため、要綱に定めるもののほかに必要な事項を定める。

2. 受診手続き

受診手続きは次の通りとする。

- (1) 指定医療機関に「肝炎ウイルス検査受診券」（以下「受診券」という。）を設置する。
- (2) 受診者は、指定医療機関において申込のうえ、受診する。

3. 検査の実施

- (1) 指定医療機関は、診察及び採血を行い、受診券（依頼票）及び採血管（2本）を神戸市医師会医療センターに送付する。
- (2) 神戸市医師会医療センターは検査を実施し、結果を指定医療機関に送付する。
- (3) 医療機関は、受診券の判定区分に基づき、受診者に検査結果を説明する。陽性者には、専門医療機関を受診するよう指導する。

4. 検査内容

ア. HCV抗体検査

ウイルスの有無を判定するため高力価群、中力価群、低力価群を適切に分類できる検査法を用いること。

イ. HCV核酸増幅検査

HCV抗体検査により中力価、低力価とされた検体に対して行うこと。

HCV核酸増幅検査は、定性的な判断のできる検査方法を用いること。

ウ. HBs抗原検査

定性および定量検査を用いること。

5. 結果の判定区分

検査結果は、「異常を認めず」「要精密」に区分する。

6. 結果の通知

実施医療機関は、受診者に対し、検査実施後、概ね2週間以内に「結果票」を交付し、検査結果を説明するとともに、判定区分が「要精密」となった受診者に対し、専門医療機関を受診するよう指導する。

7. 記録の整備

市は、次の事項について受診者台帳に記録し整備する。

- (1) 住 所 (2) 氏 名 (3) 生年月日 (4) 年 齢 (5) 電話番号
- (6) 受診日 (7) 実施機関 (8) 検査結果及び医療機関受診の必要性

8. 事後指導

市は「要精密」と区分された受診者の受診状況の把握に努めるとともに、必要に応じて助言指導を行い、適切な医療の確保を支援する。

9. 受診票および結果票の保存

- (1) 市は、個人票、請求書を5年間保存する。
- (2) 実施医療機関は、受診券を5年間保存する。

10. その他

この要領に定めのない事項については、健康局長が定める。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から実施する。

令和3年4月改訂